

ビルマの米穀経済と農産物販売庁

さい とう かぜ お
齋 藤 一 夫

I 輸出経済としてのビルマの米穀経済

ビルマの経済は戦前はもちろん戦後の現在の姿においてもいわゆる「輸出経済」(export economy)という観点からとらえることができよう。「輸出経済」はもっとも常識的に解釈すれば少数の第1次生産物の生産および輸出にかたよった経済ということであるから、ビルマの経済が輸出経済であるか否かはこの国の輸出品の構成比を検討すればおのずから明らかになるはずである。第1表がそれであるが、戦前の1937~41年平均では総輸出額の46%が米、21%が石油、11%が金属鉱石(合わせて鉱産物が32%)、6%がチークであった。すなわち戦前のビルマ経済は米と鉱産物とチークにか

第1表 輸出の品目別構成の推移(価額による)(%)

品目	1937~41 年平均	1954-55	1958-59	1959-60	1960-61
米	46.2	75.7	72.3	70.9	66.5
その他 農産物	3.6	11.9	10.1	15.8	18.1
チーク	5.9	2.3	6.4	*7.5	*9.3
石油	20.7	—	—	—	—
金属鉱石	11.3	5.1	4.1	3.4	3.5
その他	12.3	5.0	7.1	2.5	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) * 印はチークのほか硬材を含む。

(出所) 1958-59年までは *Union Bank of Burma Bulletin*, 3rd Quarter, 1959, p. 99. 1959-60年以後は *Economic Survey of Burma*, 1962, p. 48.

かわる輸出経済であった、あるいは米、鉱産物、およびチークそれぞれの輸出経済の複合された経済であった、といてよいであろう。それらの中では米の経済は特別に重要であった。戦後になる

と、石油の輸出は皆無となり、そのほかの鉱産物の輸出は著減し、チークの輸出もまた減少した。したがって米の輸出は数量的には相当に減少した(戦前最盛時の平均350万トンから150~200万トンへ)にもかかわらず、総輸出額に占める比率は70%前後に高まった。その結果、戦後のビルマ経済は、その全体が米の輸出経済であると見なしても大過ないほどに、米依存的となっている。以下、われわれはこのように過去現在を通じてビルマの最大の輸出品たる米を取り上げて輸出経済の問題を考えていこう。

ビルマの米穀経済はいわゆる輸出経済の一つの典型的な形態を示すものである。16世紀以後のヨーロッパ人の世界進出によって今日の後進地域ないし低開発地域の各処に形成された第1次生産物の輸出経済は鉱産物輸出型と農産物輸出型の二つに区分されるが、後者はさらにプランテーション型と小農民生産型に2分することができざる。一般に農産物の輸出経済は、茶、コーヒー、砂糖、ゴムなどの場合のように大部分はプランテーション型である。これに対してインドシナ半島各河のデルタに形成された米の輸出経済はめずらしく小農民生産型である。これだけ大規模な小農民生産型の輸出経済は他の地域にはみられない。しかも、これら諸国の中では、イラワジ、シタン両河のデルタを連ねた広大な地域に形成されたビルマの米穀経済が最たるものである(クリスチャンによれば1930年から40年までの10年間におけるビルマ、タイ、

フランス領インドシナの平均米輸出量は合計630万トン、うちビルマが350万トンであった^(注1)。われわれはここにビルマの米穀経済の特殊性を見いだすことができる。また、かかる意味でそれは輸出経済の一つの典型的な形態を示しているわけである。

ところで「輸出経済の問題」が特に注目されるようになったのは、19世紀型国際貿易がはたして後進諸国にとって有利であったか不利であったかの問題をめぐる古典派の貿易理論の後進国への適用可能性が論争の対象になってからである。この論争における古典派理論の弁護者の代表はヴァイナーであり、批判者の代表はミュルダールであった^(注2)。この場合、古典派貿易理論はもっぱら比較生産費理論を意味した。そして、この理論の前提となっているいくつかの仮定が後進国に妥当するかどうか論争されたのである^(注3)。

輸出経済に関しては断片的には多くの文献において論及されているが、その生成発展および戦後の変貌を包括的に取り扱った文献としてはレーヴィンのそれが唯一である^(注4)。かれの研究は一般的な叙述のほか生成発展期に関してはペルーのグアノ経済、戦後の変貌期に関してはビルマの米穀経済のケース・スタディを含んでいるが、この第2のケース・スタディがわれわれの研究に非常に参考になる。しかし残念ながら、レーヴィンの研究は理論的分析に弱いという弱点をそなえている。輸出経済に関する理論的研究はむしろラ・ミントの諸論文に求むべきである^(注5)。

筆者はラ・ミントおよびレーヴィンの研究を参考にして、いわゆる「輸出経済」をつぎのように理解すべきではないかと考える。

(1) 第1次生産物のいわゆる「輸出経済」は16世紀以後のヨーロッパ人の世界進出によって後進地域ないし低開発地域の各所に生みだされた歴史

現象としての一つの経済の型である。

(2) かかる意味の輸出経済は人口希薄または皆無の地域に地域外から労働、資本その他の生産諸要因を持ち込んで急速に開発されたものである。すなわち天然資源のすべてを含む広義の土地のみが非移動的で、他の諸要因はすべて国際的ないし地域的移動性を発揮した。また輸出経済の発展は非可逆的な動的プロセスであり、しかもこのプロセスは低開発経済が先進経済に成長するまでの過渡期の現象とみなすことはできない。したがって、比較生産費理論の前提とする生産諸要因の国際的非移動性の仮定および静態的適応の仮定が成立しない以上(完全雇用、完全市場および収穫不変などに関する諸仮定は別としても)、この理論は後進国には妥当しないと考えるべきである。したがってまた、輸出経済の立地はもっとも移動性に乏しい生産要因に引きずられるという国内産業の立地と同一原則に従うと考えるべきである。

(3) いったん成立した輸出経済においては、国内生産要因と外国生産要因とが併存し、これら二つのカテゴリーの間の結合や反発、所得配分の公平・不公平あるいは所得の国外流出などの複雑な問題を発生せしめる。生産要因の内国的か外国的かの識別には、レーヴィンに従って、それぞれの生産要因に帰属する所得が国外に送金されるか国内で支出されるかを一応のメルクマールとしてよいであろう。ところで、生産要因におけるこの二つのカテゴリーは輸出経済を支える社会の二重的または複合的構造を反映するものと考えなければならない。一般に輸出経済は同時に二重経済(dual economy)または複合経済(plural economy)でもある^(注3)。輸出経済の複合経済の特徴をより詳しくみるためには外国生産要因の所有者をヨーロッパ人と東洋外国人とに分け、また国内生産要因の所

有者を人種的・階級的に区分することが必要になる。レーヴィンの奢侈輸入者階級の存在の指摘もこのような試みの一つと解釈される。

(4) 輸出経済は一般に内外の要因に基づき、はなはだ脆弱、不安定な経済たることを特徴とする。外的要因とはいうまでもなく、その生産、輸出する第1次生産物が、鉱産物であれ農産物であれ、はげしい世界市況の変動にさらされていることである。内的要因とは少数輸出商品の生産に極度に特化した結果、他の輸出商品や国内向商品の生産に容易に転換しえないことである。

さて、ふたたびビルマにもどってこの国の米の輸出経済のおもな特徴をふりかえておこう。それは19世紀の半ば、なかんずくスエズ運河の開通(1869年)以後、イギリス人の手によって、下ビルマの広大なほとんど無人の荒野を開拓することによって急速に形成されたものである。その最大の特徴はすでに言及したように小農民生産型の輸出経済たることであるが、このことは副次的に以下のような諸特徴をともなった。まず第1は、米作の発展は旧来の農法をそのままにした作付面積の外延的拡大によってもたらされたものであって、プランテーションの場合のような栽培技術上または経営技術上の進歩がほとんどみられなかったことである。第2は、このような関係から生産過程そのものには多額の資本や高度の人間能力を必要とせず、したがって、ヨーロッパの資本や企業者職能、管理能力はほとんど生産面には投下されないで、主として社会的間接資本の形成や流通機構の確立に向けられたことである。第3は、輸出商品たる米は同時に国内需要品でもあり、ここに他の原料農産物や鉱産物の輸出経済にあまりみられない複雑さがあることである。

つぎに、ビルマの米の輸出経済の第2の特徴は

それを支える複合社会の特徴に見いだされる。さきに言及したように、米の生産過程にはヨーロッパ人の資本と能力はほとんど動員されなかった。労働を提供したのは上ビルマからの移住民とインドからの季節労働者である。資本は部分的には農民自身の蓄積したものが動員されたが、最大の供給者はインド人金貸し階級であって、これがちにビルマの巨大な不在地主階級となった。他方、籾の集荷・精白過程、輸出貿易の一部および農家購入品の流通過程にはインド人および中国人が進出し、ヨーロッパ人は大精米工場と輸出貿易を掌握した。かくして、戦前における典型的な複合社会が形成されたわけである。なお、レーヴィンのいう奢侈輸入者階級はもしそれが存在したとすれば、インド人および中国人の一部の者であったろう。

ビルマの米の輸出経済の第3の特徴はその輸出入関係を通じてみられたイギリスおよびインドへの「二重の従属関係」である。ビルマの戦前・戦後の貿易構造については矢内原勝助教授の詳しい分析がある(註7)。これによると、戦前にビルマは輸出の60%をインドに、10%をイギリス本国に輸出し、輸入の50%をインドから、20%をイギリス本国から輸入していた。インドへの輸出の40%は米で、そのほか木材、石油がおもであった。インドからの輸入は綿製品、鉄鋼、石炭など、イギリスからの輸入は機械類が多かった。このような貿易構造は独立後は大きく変化してしまっただが、これは上記の二重の従属関係の清算を意味するものの、新しい困難を導入したものであった(インドへの依存度は低下し、米の輸出先はインド以外のアジア諸国に、資本財の輸入先はヨーロッパ諸国に変わった)。

(注1) J. L. Christian, *Modern Burma: A Survey of Its Political and Economic Development*, 1942. 太平洋問題調査会訳、『現代ビルマの全貌』, 154ページ。

(注2) J. Viner, *International Trade and Economic*

Development, Oxford, 1953. G. Myrdal, *An International Economy: Problems and Prospects*, London, 1956, 2nd Press, 1959.

(注3) 大阪大学の渡辺教授は古典派の貿易理論に含まれた仮定としてつぎのものを列挙しておられる(渡辺太郎,「古典派の貿易理論は妥当しないか」,『アジア経済』,4巻3号,1963年,2ページ)。

(イ) 資源の移動性に関する仮定——資源は国内では完全な移動性をもっているが,しかし国境をこえては移動しない。

(ロ) 完全雇用の仮定——資源は価格の変動を通じてつねに完全雇用の状態に維持される。

(ハ) 完全競争の仮定——商品については,国内取引においても国際取引においても完全競争が支配する。

(ニ) 収穫に関する仮定——規模に対しては収穫は不変,そして限界生産力が逡増することはない。

(ホ) 静態の仮定——資源の量は一定,技術および嗜好は不変とする。

(注4) Jonathan V. Levin, *The Export Economies: Their Pattern of Development in Historical Perspective*, Harvard University Press, 1960.

(注5) Hla Myint, "The Gains from International Trade and Backward Countries," *Review of Economic Studies*, Vol. XXII (2), 1954-55. —, "The 'Classical Theory' of International Trade and the Underdeveloped Countries," *Economic Journal*, June 1958, pp. 317-37.

ラ・ミントの考えはつぎの4項目に要約することができる。

(イ) 比較生産費理論はその古典的な形においても,またオーリンによって洗練された形においても後進国には妥当しない,という主張。——妥当しない理由はもちろんこの説の前提となっているもろもろの仮定が後進国の場合に成立しないからであるが,かれは特につぎの三つの条件を挙げる。

(a) 欲望,資源,技術を一定とし,資源配分が可逆的なプロセスであるとする静態の仮定が成立しない。実際の経済発展は新しい欲望と資源を生み出し,技術革新をとまなうもので,非可逆的なプロセスである。

(b) 生産要因の国内における完全な移動性,ならびに国際的な非動性の仮定,なかんずく後者の仮定は成立しない。

(c) 生産および消費の弾力性ないし伸縮性を前提し

余剰生産能力の存在を否定する完全雇用の仮定は成立しない。

(ロ) 後進諸国が貿易開始にあたって余剰生産力をもっていたことの強調。——第1論文では特に天然資源(土地,鉱物資源,森林資源)の存在を強調したが,アダム・スミスの「余剰のはけ口」理論("vent-for-surplus" theory)の復活を試みた第2論文においてはそれに加えて under-employed labour や若干の農民蓄積の存在を強調している。すなわち,鉱業開発やプランテーションの場合は別として,小農民セクターでは国外からの労働力および資本の流入が少なかったことを強調して,第1論文と微妙な主張の食い違いをみせている。

(ハ) 輸出経済発展後における内国生産要因(domestic factors of production)と外国生産要因(foreign)の併存関係の指摘。——19世紀型貿易は後進国に利益をもたらしたが,その利益の内,外両要因間の配分関係が不公平であったために経済発展が阻害される結果となったと考える。

(ニ) 輸出経済の「脆弱性」(vulnerability)ならびに「輸出偏向」(export bias)の問題に対する見解。——経済の脆弱性は輸出生産から国内生産に転換しえないために発生するが,それだからといって,輸出生産を否定することは誤りである。輸出生産が余剰生産能力を動員して「費用のかからない」利益をもたらすものであるかぎり,輸出偏向の議論はなりたたない。ちなみに,ラ・ミントは国際的には自由貿易,国内的には国家による統制を支持する。

なお,レーヴィンは比較生産費理論が輸出経済に妥当しない理由として,土地と鉱物資源のほかの生産諸要因が国際的に流動的であることを指摘しただけで,それ以上の理論的分析は加えていない。しかし,生産諸要因を内国要因と外国要因に区分したほかに奢侈輸入者(luxury importers)という社会的カテゴリーを導入したことが注目される。生産要因が内国的か外国的かを識別するためのメルクマールは,かれにおいては,国内での生産活動からえられた所得を国内で支出するか(輸入品に対する支出をも含めて),国外に送金するかの違いである。奢侈輸入者とは,その所得をおもに輸入品から構成される奢侈品の購入のために支出する階級である(したがって国内生産要因の所有者ではある)。

(注6) 二重経済や複合経済ないし社会については広く紹介されているので説明するまでもない。つぎの二つ

の文献をあげておこう。深沢八郎、「二重経済と複合社会」、『農業総合研究』、2巻4号、昭和23年10月刊、1～42ページ。板垣与一、「経済的後進性と経済発展理論の課題」、国際経済学会編、『国際経済』、第7号、1955Ⅱ、62～76ページ。

(注7) 矢内原勝、「ビルマの貿易構造の特質と変化」、アジア経済研究所調査研究報告双書第14集『ビルマの経済開発』、昭和36年刊、310～410ページ。「二重の従属関係」という表現は同氏による(同書336ページ)。

Ⅱ 農産物販売庁の登場とその歴史的意味

ビルマの米穀経済は戦中・戦後の激動期を経て様相を一変した。対外的にはイギリスからの完全独立およびイギリス連邦との間の経済的紐帯の弱化(なにかんづくインドに対する依存関係の低下)、対内的には土地および重要産業の国有化、流通機構のビルマ化、数次にわたる経済・社会開発計画の立案実施などがこのような変貌をもたらしたおもな要因であった。米穀経済のこの変貌過程において国立農産物販売庁(State Agricultural Marketing Board; SAMB)の果たした役割は非常に重要であった。

SAMBはイギリスの戦後統治時代から引き継いだものである。もともとMarketing Boardと称する機関は戦時中にイギリスが、農林産物の集荷・輸出を容易にしかつ原住民の所得安定を図るために、その属領の各地に設置した独占機関の伝統を継承するものであって、ビルマのほか西アフリカのガーナ、ナイジェリア、シェラ・レオネ、ガンビアの4国にみられる(注8)。ビルマには1946年に設置されたSAMBのほか、独立直後の1948年にいくつかの外国系木材会社を接收して設置された国立木材庁(State Timber Board: STB)がある。

SAMBの前身は遠く太平洋戦争開始時にまでさかのぼる。すなわち、当時のビルマ植民地政府は

1941年12月の開戦と同時に、米および米副産物の輸出を統制下に置くためにRice Control Boardを設置した(Rice Ordinance 20, Dec. 9, 1941——なおこれに先立ち同年10月にはCotton Control Boardが設置されていた——)(注9)。しかしこの機関は1942年3月の日本のビルマ占領によってほとんど活動せずに終わった。日本の敗退後ビルマに復帰した植民地政府は1945年に米その他農産物の買い付け、集積、および輸出を担当させるためにAgricultural Project Boardを設置した。この機関を通じて集荷されたビルマの余剰米の全量をイギリス食糧省が買い付け、さらに当該省が最初は連合国食糧局(Combined Food Board)の割り当て、1946年の半ば以後は国際緊急食糧委員会(International Emergency Council)の割り当てに従って、食糧不足国に転売した。Agricultural Project Boardは1946年にState Agricultural Marketing Boardに改組された。この機関が1948年の独立後も商業省管轄下の米輸出独占機関として引き継がれ、今日まで維持されているわけである。

イギリスがビルマにおいて戦前にRice Control Boardを、戦後にAgricultural Project BoardおよびSAMBを設置したのは、あくまで緊急事態に対処して米その他の農産物の所要量を確保するためであって、その間若干の民生への顧慮が加味されたかもしれないが、決して米の流通秩序を全面的・恒久的に変革して米作農民を保護しようという意図は含まれていなかった。むしろ、戦前の流通秩序を回復するための緊急やむをえざる措置であったといわれている。しかしながらこのような緊急措置は、占領期間中の日本の旧秩序破壊活動とあいまって、旧米穀流通秩序の全面的変革、その社会化の方向に事態を推進した。ファーニヴァルが指摘したように、戦後の植民地政府の行なっ

た経済過程への介入の中からビルマ人たちは社会主義の必要を読み取ったのである^(註10)。かくしてビルマ人はイギリス人の残したうつわに別の酒を盛ることになった。すなわち、ビルマ人はSAMBを米穀経済の戦前の秩序を修正するための有力な武器として利用するに至ったのである。

ビルマの独立政府はSAMBに対して三重の目的を課した。その第1は米穀流通機構のビルマ化・社会化、第2は政府財政収入の確保、そして第3は農民所得および全体としての国民経済の安定化である。これらの目的の意味をやや詳しく吟味してみよう。

筆者はかつて戦前におけるビルマの農業問題に論及してつぎのように述べたことがある^(註11)。「ビルマの農業問題は主として下ビルマに関係し、かつ二つのカテゴリーに大別しうるのである。第1は米のモノカルチャーを中心に形成されたいわゆる輸出経済にかかわるもろもろの問題である。いかえれば米の輸出に対する極度の依存がこの国の経済を不安定にし、バランスの取れた発展を阻害し、ひいては農業の発展や農民生活の向上に重大な影響を与えはしまいか、ということに関係する。第2のカテゴリーは一口にいえば、複合社会における農民の窮状にかかわるもろもろの問題である。それは実は第1の問題の盾の反面であるといってよい。というのは、新しい植民地での輸出経済の建設は必然的に複合社会の形成を随伴するからである。いま簡素化のために第1のカテゴリーを輸出経済の問題(モノカルチャーの問題といってもよい)、第2のカテゴリーを農民問題とよぶことにすると、戦前にビルマで農業問題として意識されたのはもっぱら後者の農民問題であったといえてよい。輸出経済の問題は、1930年代の米価低落期にこの国の農業が深刻な困難に当面したにも

かかわらず(その農民問題としての側面のみが強調されて)、農業問題としては本格的に意識されなかった。これは農業問題に対する当時のアプローチが植民地の問題としての、それであったためであろう」。

論旨は不変であるが、「輸出経済の問題」の定義がやや狭義にすぎた感があるので、それをモノカルチャーにおける「経済不安定性ないし脆弱性の問題」といい換え、複合社会における「農民問題」とともに広義の輸出経済の問題に属することに修正したい。またこの際、「農民問題」はより正確には複合社会における(不適正な)「所得配分の問題」といい換えうることを明らかにしておきたい。いずれにしても、戦前におけるイギリス統治時代には「農民問題」のみが、モノカルチャーのもたらす「経済不安定性の問題」とは切り離して、しかも複合社会における不適正な所得配分の是正という本来の角度からではなく、単なる救済の必要という身近な要請から取り上げられ、一応の農民保護政策が考慮されたのである(しかもそれは統治の末期においてであった)。しかしまやこのような「植民地の問題としてのアプローチ」は終わりをつげた。独立政府は「経済不安定性の問題」をも「所得配分の問題」をも含めた輸出経済にかかわる諸問題を一挙に解決しようとして対策に乗り出したのである。この対策の全体は数次にわたる経済・社会開発計画として打ち出されたが、この際政府にとってもっとも有力な武器となったのは土地改革と、SAMBによる米輸出の独占であった。独立政府が輸出経済にかかわる諸問題の全面的解決に乗り出した以上、さきに挙げたSAMBの三つの目的のそれぞれに軽重の差をつけることはむずかしい。これらの目的の持つ具体的意味およびねらいはつぎのように解釈される。

第1の目的たる流通機構のビルマ化・社会化というのは、従来非ビルマ人の手に握られていた穀集荷から米輸出に至るまでの一連の流通過程を輸出独占を拠点として逐次ビルマ人の手に回復しようということである。この場合、主として流通過程への国家の直接的介入によって目的を達成しようとしているが、これはビルマに企業者階級が欠けているためばかりでなく、社会主義的イデオロギーに影響されてそうなのである。この目的のねらいは、もちろん複合社会の弊害を修正して「所得配分問題」を解決することである。

第2の財政収入の確保という目的は、従来非ビルマ人に帰属しその多くが国外に流出していた米穀取り引き利潤および米作地の地代を財政収入の形でビルマ人の手に回収し、それを経済・社会開発のための基金として利用しようとするものである。この目的は「所得配分問題」の解決とあわせて、経済開発への貢献を通じて「経済不安定性問題」の解決に資することもねらいとするといえる。

第3の目的たる農民所得および国民経済の安定化はいうまでもなく、モノカルチャーに随伴する「経済不安定性の問題」の解決をねらいとするものである。農民所得の安定化は穀および米の買い上げ価格の固定化により、また国民経済の安定化は好況時の米輸出収入の一部を保留してその支出を調節することによって達成しようとした（政府はこのほか工業化政策や農業多角化政策を通じて、すなわち輸出経済そのものの修正を通じて国民経済と農業所得の安定化を策したが、これに対してSAMBが有力な資金供給者として、期待されたことは前述のとおりである）。

さて、われわれのつぎの課題は、当然独立後の15カ年間にSAMBがどのような実績をもってその使命に答えたかを検討することであろう。しかしこの点の検討を加えるとしては、何といたっても入手

しうる資料と情報はあまりにもとぼしい。次節以下の記述はわれわれの入手しえたかぎりのものを上記の観点から一応整理してみたものである。

(注8) 矢内原勝、「西アフリカ、マーケティング・ボードの安定政策と基金」、『三田学会雑誌』、51巻4号、昭和33年刊、所載。

(注9) SAMB設置に至るまでの経過については、Levin, *op. cit.*, pp. 215~221による。

(注10) J. S. Furnivall, *The Governance of Modern Burma*, 1960, p. 23.

(注11) 拙稿、「ビルマの農業問題と農業開発政策」、農業総合研究所海外部編、『海外諸国における経済発展と農業』、昭和37年刊所載、35~36ページ。

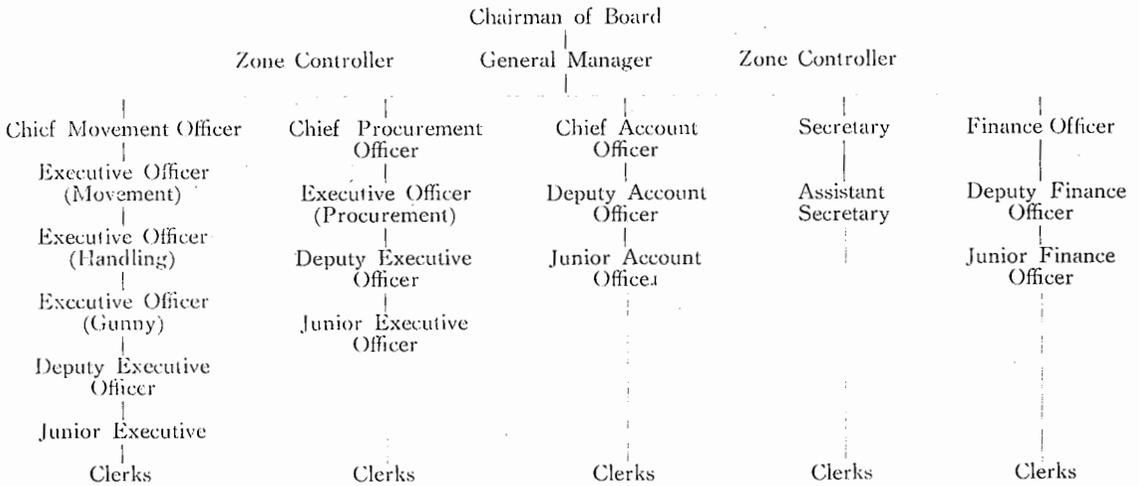
III 農産物販売庁の組織と機能

SAMBの組織と機能に関しては佐藤二郎氏の叙述^(注12)が簡潔にして要をえているので、できるだけそれを援用しながら説明していこう。ただし氏の叙述は文献の制約から1950年代末の状況を示すものと考えられるので、若干の補正が必要である。

(1) 組織

まずSAMBの組織の概略はつぎのとおりである^(注13)（ただし大カッコ内は筆者の追加を示す）。「SAMBは議長、副議長およびビルマ連邦大統領によって指名された10名のメンバーによって構成されている。このメンバーには貿易開発省、農務省、大蔵省、協同組合省の代表が含まれる。その他のメンバーは民間人である。……ラングーンのSAMBの中央機構は第1図のようになっており、地区管理官 (Zone Controller) が地方管区事務所を監督している。地方管区事務所は全国の主要米産地に23カ所〔1960年には24カ所〕設けられており、その機構はSAMBの中央機構を小さくしたもので、所長 (Executive Officer) の下に、数名の所長代理 (Deputy Executive Officer) があり、営業、調達、会計等を担当している。地方管区事務所は下部職員も含め

第 1 図 S A M B の 機 構 図



(出所) 日綿実業株式会社、『ビルマの米穀事情』、昭和30年。(佐藤二郎『ビルマの米』、農林水産業生産性向上会議、商品経済叢書19号、昭和37年刊、67ページより。)

て平均 300 名以上の規模をもっている。地方管区事務所には管轄区域の大きさによりさらに支所を設けているのが 5 カ所ある (ミャウンミャ、モールメン、マウビン、ヒヤホン、トンダー)。

(2) 機 能

SAMBの機能については佐藤氏はこう述べている(註14)。「SAMB の法定機能は一般的にいて、農産物の加工、流通を運営、監督、改善することである。特にSAMBは農産物を受入れ、調達し、購買し、貯蔵し、売買することが指令されている。また、国内および国外において〔対して〕農産物を販売あるいは配給すること、材料、運搬車、機械を販売、配給あるいは借入れること、土地、工業用建物、倉庫、その他の建物の購入、建設、借入れ、販売あるいは配給することを指令されている。このようにSAMBの法的機能は広範囲に及んでいるが、実際の業務は……米の輸出と粳〔および精米〕の買入れ、〔消費者米価抑制のための〕小売用の米の放出〔実施された例はきわめて少ない〕である。米以外の農産物、たとえば豆類、油粕、馬鈴薯、とう

もろこしの輸出に対してもライセンスを与えているが、これはそれほど重要ではない。」

以上のような機能を果たすために SAMB が実際にに行なっている活動の状況は以下のとおりである。

(3) 粳および米の集荷

SAMBの集荷活動としては農民→粳仲買人→精米業者という旧来の下部流通機構をそのまま利用した精米買い付けと、1951 年から導入された農民および農業協同組合からの粳の買い付けとが並行して行なわれている。しかしながら、協同組合を通ずる粳の集荷は成功していない。佐藤氏はSAMBの粳の直接買い付けについて、つぎのように述べる(註15)。

「粳の出廻り期になると SAMB の管理事務所はそれぞれ 10カ所から15カ所の粳買付所を臨時に設け、ここで直接農民から粳を買付ける。買付所は地方の精米所の構内を利用することもあり、運搬に便利な川沿いの広場に 簡単な柵をして買付所を設け野天に粳を集積する場合もある。粳をSAMB

に売った農民には買付伝票を渡し、一定の場所で現金を支払う……品質の鑑別や計量はすべて SAMB の職員によって行なわれるが、戦前の自由取引時代にくらべてやり方は一般に杜撰である。粳買付所が開設されるのは輸出米地帯であるから、それは勢い下ビルマに集中することになる。……1 管区平均 15カ所の粳買付所を開設するとすれば下ビルマで 300 カ所設けられることになる。最近では買付所の数は増加してビルマ全体で 500 カ所以上になっている〔1960年当時の全国の買付所数はやや減少して480カ所であった〕。

SAMB の設置によってすでに米穀流通機構の頂点を掌握した政府は SAMB の粳集荷活動を強化することによって旧来の下部流通機構をも切り崩そうとした。SAMB による粳買い付け量の全買い付け量に対する比率は 1951年にこの制度が設けられて以後年々著増して、1956 年に至って精米買い付け量を凌駕して全買い付け量の過半を占めるに至った(第 2 表参照)。しかしその後この政策は行きづまり、1960 年当時には事態は逆転してふたたび精米買い付け量のほうが多くなっていた。その後の事情は不明である。

SAMB の設立によって米の流通機構は大きく変革されたものの、旧来の機構はなおつぎの三分野において根強く生き残っている。第 1 は SAMB の直接買い付けまたは協同組合を通じての買い付けからもれた輸出用粳の集荷、精白およびこれに付属する粳および精米の貯蔵である。このような旧機構による集荷活動のウェイトは SAMB のそれを上回っていると考えられる。第 2 は SAMB の買い付けた粳の委託精白および精米の輸出までの保管の分野である。SAMB は粳集荷に乗り出したものの、精米工場の新設や接収において立ちお

き工場はランゲーンに 2 工場、アラカンに 1 工場のみであり、建設中のものが 4 工場であった)。したがって、集荷した粳の大部分は民間工場に委託して精白させ、かつ製品を輸出まで保管させている。第 3 の分野は国内消費米の全流通過程である。第 2 表にみられるように、SAMB の集荷する粳および米は全生産量の 3 分の 1 ほどで、残りの 3 分の 2 は国内で消費されている。国内消費量は大づかみによって、種子用 20 万トン、食糧用 380 万トン、合計 400 万トン(いずれも粳)といわれているが、そのうち相当部分が出回る。また農家消費米も精米所に貸つきに出されることが多い。ここにいわゆる奥地小精米所を中核とする旧機構の活動分野が残されている。

第 2 表 SAMB の粳および精米買い付け量の推移
(単位：精米換算 1000 ロング・トン)

年次	精 米		粳		合 計 数 量	計 総生産量 に対する 割合(%)
	数 量	構成比 (%)	数 量	構成比 (%)		
1948	1,444	100	—	—	1,444	35
1949	1,340	100	—	—	1,340	35
1950	1,255	100	—	—	1,255	36
1951	1,103	92	97	8	1,201	29
1952	1,313	88	183	12	1,491	35
1953	1,584	85	290	15	1,874	43
1954	828	71	331	29	1,159	28
1955	505	53	451	47	956	23
1956	672	43	893	57	1,566	36

(出所) FAO/ECAFE, *Food and Agricultural Price Policies in Asia and the Far East*, 1958. (佐藤二郎, 『ビルマの米』, 96 ページより。)

(4) 粳および米の買い上げ価格

SAMB の集荷活動をつらぬく価格への顧慮は、一日にいえば低米価政策である。低米価政策の目的はいうまでもなく、国内米価を世界価格から遮断して財政収入を確保する(低価格で買い上げて高価格で輸出する)と同時に、国内物価の安定を図ることである。

まず、粳の買い上げ価格は最低保証価格であって、民間の精米業者に対しても輸出用粳であるか

ぎり同一価格で買い上げることが強制されている(精米業者がSAMBに輸出用精米を売渡す際には耕作者の署名した証明書を提出することが要求される)。それは1948年に100バスケット(4600ポンド)当たり生産地渡し285チャット、輸出港渡し300チャットと公定され、そのまま10数年間据え置かれた。1962年に第2次ネ・ウィン内閣が成立して以後若干の改訂が行なわれたというのが詳細はわからない。粳価格の最初の決定に際しては一種のパリティ方式が採用された。すなわち1938~41年の正常状態における粳の販売価格は100バスケット当たり100チャットであり、1948年の消費者物価指数が総合311、食糧305であったところから、粳価格を基準年度の3倍、すなわち300チャットに決めたのである。しかしその後一般物価が上昇したにもかかわらず、1959年にわずかばかりの品質プレミアムと時期別較差が加味されただけで、つい最近まで据え置かれた。

つぎに、精米の買い上げ価格も1948年に粳価格と同時に決定された。それはナッセン SMS 100バスケット当たり輸出港渡し800チャット(ロング・トン当たり239チャット)、奥地精米所渡し770チャットである。「これ[買い上げ価格]は精米ベースに換算した粳の公定価格に10%のマージンを加えたものである。これらの統制価格は高地ビルマでわずかな変化があったのを除けば、1948年以来変化していない。最近では、海外市場拡大のため、品質のよい米の生産を刺激するため上質の粳に対してプレミアムが支払われている。プレミアムは1級品に対して100バスケット当り25チャット、2級品には15チャットとなっている^(註16)」。

米の買い上げ価格は粳のそれと同様に最初は固定したまま据え置かれたが、1960年ごろからは年々若干の改訂がなされている。たとえば1960年7

月に筆者が現地に出向いたときの買い上げ価格はナッセン種100バスケット当たり輸出港渡しで812チャット、奥地精米所渡しで774.5チャットであった。米の買い上げ価格に関連して注目されることは、1948年の買い上げ価格決定に際して、戦前に10数種あった輸出米規格が、わずか3種に整理されたことである。このためSAMBの事務は簡素化されたものの、品質向上への意欲が著しくそこなわれた。これが、ビルマ輸出米の品質が戦後低下したことの有力な原因の一つとされている。

ところで、ビルマで価格統制の対象となっているのは輸出用の粳と米だけであって、全生産量の3分の2を占める国内用の粳や米(自家消費分を含む)は価格統制の枠外で自由流通にまかされている。しかし一方で粳価格は輸出用粳価格によって支持され、他方消費者米価はSAMBが必要に応じて行なう小売市場向け放出価格によって規制される仕組みになっている。SAMBの放出価格は1948年にラングーンでトン当たり328チャット、他の地域ではこれを基準とする価格と定められて、その後変化していない。しかし実際の放出の例はきわめて少なかったようである。

(5) 輸出

佐藤氏の記述を援用すればこうである^(註17)。「SAMBは買い付けた米の大部分を輸出に向け、ごくわずかの量が国内市場に放出されるにすぎない。毎年政府[貿易開発省が実務を行なう]は、翌年の各国向け輸出割当を政府間の交渉により決定する。以前は、SAMBはG-Gベースで米の輸出をすべて行なっていた。しかし1951年以降、民間貿易方式(tender system)が採用され、輸出商社はだれでもSAMBと直接取引ができるようになった。ただし、輸出米はすべてSAMBから購入しなければならない。民間業者による輸出は1955年で、輸出総

量の31%に達している。1956年にはこの比率は26%、1957年には15%であった。貿易商社による輸出はその都度契約するので輸出価格は、G—G価格にくらべて3～4割高値である」。

(注12) 佐藤二郎、『ビルマの米』、農林水産業生産性向上会議、商品経済叢書第19号、昭和37年刊。

(注13) 同上書、66～68ページ。

(注14) 同上書、66～67ページ。

(注15) 同上書、68～69ページ。

(注16) 同上書、95ページ。

(注17) 同上書、96ページ。

IV 農産物販売庁の国家財政への貢献

ビルマにみられるような極度の米依存経済の場合、米輸出の年々の消長が全経済なかんづくその貨幣化された側面を大きくゆさぶることはいうまでもない。このような経済において、しかもSAMBの介在する現在の状況の下では、米輸出の消長は以下にのべるさまじまのルートを通じて直接、間接に財政収入に甚大な影響を及ぼす。その説明にはいる前に、まずこの国の財政収入の構成をみておこう。

この国の財政は狭義の連邦政府予算（一般会計）と多数の政府企業を含めた広義の政府部門包括予算（Comprehensive Budget）とに分けられるが、まず一般会計の収入の内訳を示すと第3表のとおりである。近年における一般会計収入（年々10億から14億の間を変動している）のうち65%前後が租税収入で残りの35%前後が非租税収入となっている。租税収入のうち最大の項目は関税収入で、総財政収入の25%前後、第2の項目は所得税で17～20%を占めている。そのほかウェイトは小さいが（総収入の4～7%）取り引き高税の存在に注意しておこう。非租税収入の中では政府企業の復興拠出金（総収入の6～9%）が重要な意味を持つ。

さて、米輸出の消長が一般会計収入に影響を及ぼすルートとしては三つのものが考えられる。まず第1のルートは米輸出額の増減とほぼ平行して増減する租税項目で、関税、所得税および取り引き高税がこれにあたる。これらの租税項目に関しては田村茂氏の解説がすぐれているので引用しておこう(注18)。

第3表 ビルマ連邦政府財政収入(一般会計)の構成

区 分	1957-58年 (実績)		1960-61年 (実績)	
	金額 (100万チ ャット)	構成比 (%)	金額 (100万チ ャット)	構成比 (%)
1. 租 税 収 入	726	64.3	817	67.6
関 税	279	24.7	323	26.7
内 国 消 費 税	81	7.2	101	8.4
所 地 所 得 税	228	20.2	204	16.7
酒 類 消 費 税	30	2.7	49	4.1
印 取 引 高 税	40	3.5	35	2.9
そ の 他	7	0.6	8	0.7
2. 非 租 税 収 入	50	4.4	82	6.8
(a) 省 局 防 政 策 他	11	0.9	15	1.2
(a) 省 局 防 政 策 他	403	35.7	392	32.4
郵 政 儲 蓄 金	203	18.0	263	21.7
そ の 他	8	0.7	8	0.7
(b) 政府企業拠出金	20	1.8	31	2.6
(c) 日本賠償金	10	0.9	13	1.1
計	165	14.6	211	17.4
3. 合 計	100	8.9	66	5.5
	100	8.9	63	5.2
3. 合 計	1,129	100.0	1,209	100.0

(出所) *Economic Survey of Burma*, 1960, p. 56
および 1962, p. 62.

「租税収入のなかでも、主力となっているのは、第1に関税であり、第2に所得税である。……ビルマがもつ大きな輸入依存度から考えると関税収入が大となるのは当然のことといえよう〔もちろん、関税収入の大小は輸入の大小に依存し、後者はまた米輸出の好・不調に左右される〕。一方所得税は、他の低開発諸国にくらべかなり多額にのぼるようみえる。所得税は低開発国においてももっとも発展のおそい租税といわれる。その理由はそもそも課税の対象となる個人・法人所得の水準が低いということと、正確に一期間中の所得を把握させるような帳簿組織が整備されていないためである。

……現在ビルマの租税収入のなかで関税収入とはほとんど同じ大きさを所得税収入に与えている要因は……明らかに多数の政府企業の存在……である。……総所得税収入のうち15~20%が民間部門から納入され、残りの85~80%は政府部門から納入されている……。……政府部門での最大の所得税貢献者は米の輸出を一手ににぎっている国家農産物販売庁であり、これからの所得収入は米の輸出の好・不調につれて大きな変動を示す。……米の輸出と同様な関連をもっているのは取り引き高税であってこれは補充関税の性格をもっている。つまり、輸入品のビルマ国内流通にたいして課される租税である」。

第2のルートは国民経済一般の好・不況に左右されて変動する租税項目である。ビルマ経済の好・不況は主として米輸出の消長によって左右されるから、後者の2次・3次の波及効果として財政収入が変動する仕組みになっている。第3表に挙げた租税項目の中で、地租を除いた全項目が多かれ少なかれこのような間接の影響下にあるといつてよい。第3のルートは各種政府企業の利益の中から、連邦政府一般会計に納入される復興拠出金(Rehabilitation Contribution)であるが、このほとんど全額がSAMBの拠出金であって、米輸出の消長ともっとも直接的に結びついている。

つぎに政府企業をも含めた政府部門包括予算における収入の構成は第4表のとおりである。それは政府省・局の経常収入に、政府企業の経常収入、その他の収入項目、および国の内外からの借り入れを加えたものである。政府省・局の経常収入は第3表に示した一般会計収入から復興拠出金と賠償金を除いたものである。復興拠出金を除いたのは政府企業との二重計算をさけるためである。賠償金は「その他」の項に入れられている。収入総

第4表 政府部門包括予算における収入の構成、
(単位：100万チャット)

区 分	1957-58 (修正予算)	1960-61 (原予算)	1962-63 (原予算)
1. 政府省・局の経常収入	950	1,021	1,235
2. 借 り 入 れ	151	74	168
(国 外)	(130)	(78)	(168)
(国 内)	(21)	(-4)	(-)
3. そ の 他	178	121	188
4. 政府企業の経常収入	1,786	2,057	2,275
合 計	3,065	3,273	3,866

(出所) *Economic Survey of Burma*, 各年版。

額は近年30億チャットから40億チャットに近い額で、一般会計収入の3倍とみてよい。この包括予算における収入の年々の変動と米輸出の好・不調との関係は一般会計の場合よりはゆるいと考えられる。それは、米輸出にかかわりなく、あるいはむしろ輸出不調の際に増加する傾向をすらもつ賠償金や国外からの借り入れないし援助が含まれているためである。しかし政府企業なかんづくSAMBの収入は輸出の好・不調に直接的に左右されている(これが前記の効果を打ち消してしまうことも考えられる)。ところで、政府部門の包括予算に関してもっとも重要なことはその収入の総額ではなくて、収入が生み出している「開発投資のための財源」の額である。第5表に近年における財源の額とその内訳を示した。この額が米輸出の好・不調と強く結びつけられていることはいうまでもない。

第5表 政府部門における開発投資のための財源
(単位：100万チャット)

	1957-58 (修正予算)	1960-61 (原予算)	1962-63 (原予算)
1. 政府省・局の経常余剰	36	-26	77
2. 政府企業の経常余剰	76	197	203
3. 政府企業の資本収入	20	10	6
4. そ の 他 収 入	29	67	73
5. 日 本 賠 償 金	150	100	110
6. 国外からの借り入れ	130	77	168
7. 雑 贈	—	—	4
8. 対外借り入れ元利払	—	-58	-5
合 計	441	367	636

(出所) *Economic Survey of Burma*, 各年版。

ビルマの財政収入は狭義の一般会計においても広義の包括予算においても、以上に述べたさまざまなルートを通じて米輸出の好・不調の影響を受けて年々かなりの変動を繰り返しているが、この関係において、米輸出と財政収入とをもっとも直接的に結びつけている機関がSAMBにほかならない。SAMBを通ずるこの両者の結合関係、いい換えればSAMBが財政に貢献する仕組みはつぎのとおりである。

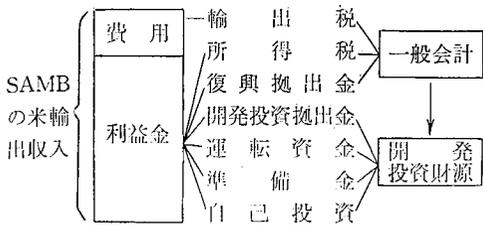
(1) 財政への貢献の仕組み

まずSAMBは籾を公定価格で買い上げて直営工場場で精白するかもしくは民間工場に委託して精白する。他方これと平行して民間工場から精白米を公定価格で買い上げる。籾を買い上げてこれを直営工場においてかまたは民間委託の形で精白する場合と、はじめから精白米の形で買い上げる場合とで、どちらがコスト高につくかは資料がなく不明であるが一応この二つの場合のコストをひとしとみて、米買い上げ価格とそれの輸出価格の間のマージンがSAMBの利益の源泉を代表すると考えて差し支えないであろう。この源泉からえられたグロスの利益の中から貯蔵、輸送その他輸出までに要する諸掛り、一般管理費および若干の輸出税（ここにも一般会計に貢献する一つの細かいルートがある）を差し引いたのが純利益である。この純利益の中からまず一般会計に法定の所得税を納めさらにその残りの利益金の中から拠出金を納入する（ただしSAMBその他の政府企業に所得税が課されるようになったのは1953-54年以後である^(注19)）。拠出金には二つの種類があって、一つはSAMB設立の初期から納めてきた復興拠出金、もう一つは1954年から課されるようになった開発投資のための拠出金（Contribution for Capital Outlay）である。いずれも法律によって納入金額や納入比率が定められて

いるものではなく、その時々々の政府の必要とSAMBの収益ならびに金繰りの状況をにらみ合わせて政策的に決定されるものであるが、この二つは予算上の扱いが異なる。復興拠出金制度はもともと開発投資のための財源を確保する目的で創設されたもので1947-48年には一般会計から切り離して開発投資財源に組み込まれていた。しかし翌1948-49年以後は全額一般会計に繰り入れられて、その収入不足をカバーするための財源に変わってしまった。かくして復興拠出金は制度創設の趣行からはずれてしまったので、1945年からは別に開発投資のための拠出金が課されるようになった^(注20)が、これは包括予算の開発投資財源に組み込まれる。ここで注意すべきは、一般会計に繰り入れられた復興拠出金も決して全額経常支出に食われてしまうわけではないという事情である。その一部は一般会計の余剰として間接的に開発投資財源に組み込まれる。また、所得税と拠出金は利益金のすべてをくみつくしてしまうわけではない。SAMBの手もとにはなお若干の利益金が残され、その一部は運転資金および将来の必要にそなえるための準備金として留保され、残余は自己投資（工場、倉庫その他の物的設備への投資および籾、米の形での在庫投資）にあてられる。これらはいずれも包括予算における開発投資財源に算入さるべき性質のものである（ただし年々発表される開発投資財源表の中にかなる形で組み入れられているかは不明）。以上に述べた仕組みを図示すると第2図のようになる。

SAMBの財政への貢献の仕組みが以上のとおりであるとすると、その貢献の程度を知るためにはわれわれはSAMBに関してつぎの5項目にわたるデータを収集し、それらを一般会計収入、包括予算収入および国民所得と対比してみなければならぬ。5項目というのは、(1)収益状況、(2)所得税

第2図 SAMBの財政への貢献の仕組み



納入額、(3)復興拠出金納入額、(4)開発投資拠出金納入額、および(5)留保利益金の使途、なかんずく自己投資額とその内訳である。しかし残念なことにはSAMBの経理内容はいっさい非公開であって、特殊なルートを通ずる以外は断片的なデータすら収集しがたい。このような関係から今日までに発表されたSAMBに関する一応まとまった研究としてはすでに言及したレーヴィンのそれが唯一である^(註21)。かれはさまざまな人的ルートをとおして、われわれが入手しがたいようなデータを集めているが、それでも完全でなく、かなりの程度に推計に依存している。しかもかれの対象とした期間は独立前後から8カ年計画の初年度に至るまでの6カ年間にすぎない。すなわち今日から10年前までの状況なのである。しかしながら、他に適当な文献がないので、まずレーヴィンの提供している若干の推計を紹介し、そのあとで可能なかぎりその後の年次のデータに基づいて補足的説明を加えることにしよう。

(2) SAMBに関するレーヴィンの諸推計

まず、レーヴィンはSAMBの収益状況に関して第6、7表のような推計を提供している。第6表にかかげたのは、かれが入手しえた1947-48年および1952-53年の2カ年に関するSAMBの輸出米トン当たりの費用、利益金および利益率である。かれが取り上げた期間は戦後の世界的な米不足期で米の世界価格は年々上昇していたが、特に朝鮮戦争以後の騰貴がはげしかった。そして1952-53年

にはトン当たり800チャットを優に越える戦後最高の米輸出価格を実現している。その間もちろん米の買い上げ価格は据え置かれたので、諸掛りの若干の増加はあったものの、輸出価格の上昇はほとんどそのまま利益の増加となつてはねかえり、トン当たり利益金は1947-48年の148チャットから1952-53年には495チャットへと3倍にもふくれあがった。第7表は国民所得計算に含まれたアグリゲートの数字からSAMBの年々の利益金を推計し(賃金と輸出税のみはトン当たり計算による)、これを国民総生産(GNP)と対比させたものである。SAMBの利益金は1950-51年までは2.1億チャットから2.7億チャットの間でほぼ安定的であったが、それ以後の2年間にはまず2.7億チャットへ、さらに5.2億チャットへと飛躍的に増加した。GNPに対するSAMBの利益金も1950-51年までは7%前後であったが、1951-52年には8.4%に、1952-53年には11.4%に高まった。

第8表はSAMBの利益金の処分状況を示すものである。すでに述べたようにSAMBの利益の一部は所得税および拠出金(復興拠出金および開発投資拠出金)の形で政府に納入され、残余は手もとに留保されて、運転資金あるいは準備金に充当されるほか、自己投資にも振り向けられる。ところがレーヴィンが取り上げた1952-53年までの期間にはSAMBから所得税を徴収する制度は確立していなかったし、また開発投資のための拠出金も課されていなかったので、政府に利益金の一部を納入する形としては復興拠出金のみがあった。SAMBは6カ年を通算して利益金の70%を復興拠出金として一般会計に納入し、残りの30%を手もとに留保した。拠出額は1950-51年までは1.5億~1.75億チャットであったが、1951-52年には2.46億チャット、1952-53年には3.44億チャットに急増した。

第6表 SAMBの米輸出における費用と利益 (1947-48~1952-53年)

区 分	1947-48	1948-49	1949-50	1950-51	1951-52	1952-53
1. 輸 出 量 (1,000トン)	1,251	1,194	1,129	1,367	1,160	1,200
2. 輸 出 額 (100万チャット)	584	595	576	758	809	1,019
3. トン当たり平均価格 (チャット)	467	498	510	554	696	849
4. トン当たり買い上げ価格 (")	239	239	239	239	239	239
5. そ の 他 費 用 (")	80.4	150
a. 麻 袋	(24)
b. 輸 送, 貯 蔵 其 他	(44.8)
c. 賃 金 係 数	(1.6)
d. 輸 出 給 税	(10)
6. トン当たり費用合計 (")	319.4	390
7. トン当たり利益金 (")	147.6	459
8. 利 益 率 (価格に対し%)	31.6	54
9. 利 益 金 額 (100万チャット)	184.6	550.8

(出所) Levin, *The Export Economies*, 1960, p. 233.

第7表 SAMBの収益状況 (1947-48~1952-53年)

(単位: 100万チャット)

区 分	1947-48	1948-49	1949-50	1950-51	1951-52	1952-53	合 計
1. SAMBの付加価値	246	254	227	283	357	530	1,897
2. 関 係 諸 費 用	14.5	13.8	13.1	15.9	13.5	13.9	84.7
a. 賃 金 係 数	(2.0)	(1.9)	(1.8)	(2.2)	(1.9)	(1.9)	...
b. 輸 出 給 税	(12.5)	(11.9)	(11.3)	(13.7)	(11.6)	(12.0)	...
3. SAMB 利 益 金	231.5	240.2	213.9	267.1	343.5	516.1	1,812.3
4. 国 民 総 生 産 (GNP)	3,551	3,221	3,124	3,682	4,079	4,522	22,179
5. GNPに対するSAMB 利 益 金 の 比 率 (%)	6.5	7.4	6.8	7.2	8.4	11.4	8.2

(注) 利益金は国内放出の利益金を含み、かつ輸出時期と代金受け取り時期とのずれがあるため第6表と一致しない。

(出所) Levin, *op. cit.*, p. 235.

第8表 SAMBの利益金処分(抛却と留保) (1947-48~1952-53年)

(単位: 100万チャット)

区 分	1947-48	1948-49	1949-50	1950-51	1951-52	1952-53	合 計
1. SAMB 利 益 金	231.5	240.2	213.9	267.1	343.5	516.1	1,812.3
2. 復 興 抛 出 金 納 入 額	175	151	169	176	246	344	1,261
3. SAMB 留 保 額	56.5	89.2	44.9	91.1	97.5	172.1	551.3
4. 同 上 累 計	56.5	145.7	190.6	281.7	379.2	551.3	
5. 利 益 金 に 対 す る 抛 出 金 の 比 率 (%)	75.5	62.8	79.0	65.8	71.6	66.6	69.5

(出所) Levin, *op. cit.*, p. 237.

留保された利益金は6カ年間に累計5.5億チャットに達したが、これは1952-53年の米輸出額の半ば同年のGNPの12.2%に相当した。そのうち2.66億チャット(48%)は粳および米の在庫投資(大部分は過剰手持)に当てられていたが、残余の用途は明らかでない。しかしそのかなりの部分が倉庫の建設や精米工場の改良に充当され、また同じ目的の

ために民間に融資されていたようである(註22)。

第9表はSAMB復興抛却金のGNPおよび政府収入(一般会計)に対する比重を示したものである。6カ年間で通算して、SAMBの抛却金はGNPの5.6%に相当するべく大なものであった。しかも最高の1952-53年には7.6%にも及んだ。政府収入(一般会計)に対するそのウェイトはさらに高

い。6カ年を通算して約40%、1952-53年には44.5%にも達していた。ただし表の政府収入からは復興拠出金以外の非租税収入が除外されているので、これを算入した一般会計総収入に対するSAMB拠出金の比率は若干低くなる(1951-52年37%、1952-53年43%)。

(3) 最近10年に関するデータに基づく補足

レーヴィンが推計を行なったのはビルマの米輸出価格が1952-53年にその頂点をきわめるまでの上り坂の6カ年間であるから、その当時の事情をそのままその後の下り坂の10カ年にあてはめて考えることはできない。そこで、手もとにある乏しいデータを整理して若干の補足的説明を加えることにする。

第9表 SAMB復興拠出金の政府収入(一般会計)およびGNPに対する比率

(1947-48~1952-53年)

(単位: 100万チャット)

区 分	1947-48	1948-49	1949-50	1950-51	1951-52	1952-53	合 計
1. G N P	3,551	3,221	3,124	3,682	4,079	4,522	22,179
2. 政 府 取 入	495	350	437	520	617	772	3,191
3. SAMB 拠 出 金	175	151	169	176	246	344	1,261
4. 拠 出 金 / G N P (%)	4.9	4.6	5.4	4.7	6.0	7.6	5.6
5. 拠 出 金 / 政 府 取 入 (%)	35.3	43.1	38.6	33.8	39.8	44.5	39.5

(注) 政府収入からは復興拠出金以外の非租税収入が除外されている。これを算入すると、1950-51年は553、1951-52年は664、1952-53年は796(いずれも単位100万チャット)となる。

(出所) Levin, *op. cit.*, p. 238.

第10表 SAMBの米買い上げ価格、米輸出価格および輸出数量の推移

(1950-51~1959-60年)

年 次	(1) 米 買 上 価 格 (ロング・トン当 たりチャット)	(2) 米 輸 出 価 格 (ロング・トン当 たりチャット)	(3) (2)/(1) (%)	(4) SAMBのマージン (3)-(1) (ロング・トン当 たりチャット)	(5) 米輸出数量 (1,000ロン グ・トン)	(6) (4)×(5) (100万チ ャット)
1950-51	2 3 9	5 5 4	2 3 1	3 1 5	1,367	4 3 0
1951-52	2 3 9	7 0 2	2 9 4	4 6 3	1,151	5 3 0
1952-53	2 3 9	8 3 7	3 5 0	5 9 8	1,216	7 3 0
1953-54	2 3 9	6 6 3	2 7 7	4 2 4	1,268	5 4 0
1954-55	2 3 9	5 1 8	2 1 7	2 7 9	1,631	4 5 5
1955-56	2 3 9	4 5 4	1 9 0	2 1 5	1,931	4 1 5
1956-57	2 3 9	4 4 7	1 8 7	2 0 8	2,005	4 2 0
1957-58	2 3 9	4 4 3	1 8 5	2 0 4	1,463	3 0 0
1958-59	2 3 9	4 4 3	1 8 5	2 0 4	1,615	3 3 0
1959-60	2 3 9	4 0 7	1 7 0	1 6 8	2,103	3 5 0

(注) 米買い上げ価格は100バスケット(7,500ポンド)当たり800チャット(輸出港渡し)。なお買い上げ価格は100バスケット(4,600ポンド)当たり300チャット(輸出港渡し)に据え置かれたが、これを歩留65%として米に換算すると、ロング・トン当たり224.7チャットとなる。

(出所) 米輸出価格および輸出数量は *Second Four-Year Plan (A Draft Outline)*, 1961, p. 12より。

収益状況について——SAMBの収益状況に関するデータはまったくえられない。粳や米の買い上げ価格がつい最近まで据え置かれた半面、米輸出価格が1952-53年をピークとして年々低落してきたことから、SAMBの収益状況が、著しく悪化して

きたであろうことを間接的に推測しうるとどまる。第10表は1950年代におけるSAMBの精米の買い上げ価格、輸出価格および輸出数量を対比したものである。これによると、買い上げ価格はトン当たり239チャットに固定されていたのに対して、

輸出価格は1952-53年にトン当たり837チャットという最高価格を実現して以後は反落に転じ、1955-56年には早くも1947-48年価格(467チャット)を割り、さらに下降をつづけて1959-60年にはついに最高価格の半値以下に下落してしまった。買い上げ価格に対する輸出価格の倍率は1952-53年には3.5倍という驚くべき大きさであったが、1959-60年には1.7倍に落ちてしまった。SAMBの利益の源泉である輸出価格と買い上げ価格の間のマージンの減少はもっとひどく、1952-53年のトン当たり598チャットから、1959-60年には168チャット(前者の28%)に落ちてしまった。

しかしながら、SAMBの利益そのものはマージンの縮小したほどには、減少しなかったようである。というのは、マージンの縮小による損害をかなりの程度輸出数量の増加によって補うことができたからである。SAMBのトン当たりマージンにビルマの米輸出数量を乗じた金額を表の第6欄にかかげた。この金額は輸出米の全量をSAMBが輸出したと仮定した場合(したがって民間輸出の存在を無視した場合)のSAMBのグロスの利益に相当する。絶対額そのものはさして重要な意味を持たないが、年々のその金額の変化が、SAMBの収益状況の変化を示す指標として役立つであろう。この想定されたグロスの利益は1957-58年には7.3億チャットにも達していたが、1957-58年以後は3億~3.5億チャットに落ちている。すなわちこの時期のSAMBのグロスの利益はピーク時の41~48%に低下したであろうと想像されるのである。しかしこの低下の程度は1959-60年におけるトン当たりマージンがピーク時のその28%に低下したことに比較すればかなり軽いといわざるをえない。

SAMBの収益状況の変化を推測するには、もちろん、このようなグロスの利益に関する指標のみ

では不十分である。このほかに貯蔵、輸送その他の輸出までの諸掛り、および賃金俸給を含む一般管理費などがどのように変化してきたかも調べなければならないが、これらに関してはまったく情報がえられない。しかしこれらの費用は若干ずつ増加してきたとみるべきであろうから、1950年代の末年ごろにSAMBの純利益がピーク時の4割台を維持しえたかどうかには若干の疑念が残る。

所得税について——SAMBの納めた所得税に関するデータは入手できないので、第11表には一般会計の年々の所得税収入の総額を示した。SAMBその他の政府企業に対して所得税が課されるようになったのは1953-54年以後であるが、それが完

第11表 連邦政府の所得税収入(付加税を含む)
(1952-53~1961-62年)
(単位:100万チャット)

年	次	所得税収入
1952-53		5 3
1953-54		6 2
1954-55		2 4 3
1955-56		2 2 4
1956-57		2 6 3
1957-58		2 2 8
1958-59		1 9 3
1959-60		2 9 9
1960-61		2 0 4
1961-62		2 6 1*

(注) * 印は修正予算、そのほかは実績。

(出所) *Economic Survey of Burma*, 各年版。

全に施行されたのは1954-55年のようで、この年度に所得税収入は著増している。1952-53年の所得税収入は5,300万チャットでこれは全額民間部門からの納入であったが、1954-55年の収入は一躍2億4,300万チャットに増加している。その差額の2億チャット弱が一見政府企業の新規納入分に相当するように取れるが、実際には民間部門の納入額もかなり増加したようである。われわれは1960-61年に関するデータを土台として、政府企業の所得納入額は、1億チャット前後であったと想定しよう

(註23)。問題はそのうちSAMBの納入分がどれだけあったかということであるが、これに関してはまったく資料を欠く。おそらく、全所得税収入の半ば、すなわち5000万チャット前後と考えて多すぎないであろう。

復興拠出金について——第12表は1953-54年以後の年々の復興拠出金納入額を取り、これを国内総生産(GDP)および一般会計総収入と対比させた

第12表 復興拠出金、国内総生産および一般会計収入
(1953-54年～1961-62年)

年次	(1)	(2)	(3)	(1)/(2)	(1)/(3)
	復興拠出金 (100万チャット)	G.D.P. (100万チャット)	一般会計収入 (100万チャット)	(%)	(%)
1953-54	353	4,589	933	7.7	37.8
1954-55	364	4,813	1,106	7.6	32.9
1955-56	53	5,162	760	1.0	7.0
1956-57	150	5,429	1,203	2.8	11.6
1957-58	100	5,299	1,129	1.9	8.9
1958-59	55	5,493	1,045	1.0	5.3
1959-60	125	5,991	1,439	2.1	8.7
1960-61	66	6,221	1,209	1.1	5.5
1961-62	90*	6,364*	1,378*	1.4	6.5

(注) 復興拠出金にはSAMB以外のBoard分も含む。
* 印 拠出金と一般会計収入は修正予算、GDPは推定値、そのほかはすべて実績。

(出所) *Economic Survey of Burma*, 各年版。

ものである。さきに第9表に紹介したレーヴィンの1947-48年から1952-53年までの6カ年間の計算の延長をねらったものであるが、資料の関係からGNPのかわりにGDPを取り、また一般会計総収入の中には復興拠出金以外の非租税収入が加わっていることが異なる。そのため復興拠出金の比率は第9表よりやや低目にあらわれることになるが大差はない。また復興拠出金の中にはSAMB以外の政府企業の方も若干加算されているはずであるが、これも資料不足のため分離できなかった。この点に関するかぎり、復興拠出金の比率は第9表よりやや高目にかたよる結果となっている。このように第12表と既出の第9表とは厳密に

は連絡していないが、大づかみな比較にはさしたる支障はないものと思う。

レーヴィンの計算によると(第9表参照)、SAMBの復興拠出金は1947-48年から1950-51年までは年額1.7億チャット前後、GNPに対する比率は5%内外であったが、1951-52年から急増して、同年には2.5億チャット弱、1952-53年には3.4億チャット強となり、GNPに対する比率はそれぞれ6.0%、7.6%となった。6カ年を通算したGNPに対する比率は5.6%であった。一般会計総収入に対する復興拠出金の比率は6カ年平均で40%弱、1952-53年の44.5%という比率が最高であった。

第12表に示した1953-54年以後の9カ年の中では、最初の2カ年は米輸出好調期から不調期に至る過渡期とみなさるべきである。拠出金は年額3.5~3.6億チャットでむしろ1952-53年よりも多く、GDPに対する比率は7.6~7.7%で1952-53年とほとんど同率である。この2カ年間は経済・社会開発8カ年計画がフルに実施された時期に当たる。しかしこの計画が挫折した1955-56年以後は拠出金の額は著減した。すなわち1955-56年の0.5億チャットを最低、1956-57年の1.5億チャットを最高として、だいたい1億チャット内外に減少してしまった。GDPに対する比率も1956-57年の2.8%を例外として1~2%に落ち、一般会計収入に対する比率も1956-57年の11.6%を除いては5~9%に落ちてしまった。

ところで、復興拠出金が1950年の後半にこのように著減したのは決してSAMBの利益金が減少したためのみではない。もちろん利益金そのものも減少したが、SAMBの財政に対する貢献の仕組みが大きく変わったことも影響している。すなわち、1953-54年からは新たに所得税と開発投資財源への直接の拠出金が課されるようになって、これら

第13表 政府部門における開発投資のための財源

(1952-53~1959-60年)

(単位：100万チャット)

年次	(1) 政府省・局 の経常余剰	(2) 政府企業の 経常余剰	(3) SAMB, CSB の拠出金	(4) 政府企業の 資本収入	(5) その他収入	(6) 日本賠償金	(7) 国外からの 借り入れ	(8) 合計
1952-53(実績)	166	106	—	5	130	—	—	391*
1953-54(")	88	-167	151	6	123	—	—	201
1954-55(")	210	-396	164	21	55	—	—	75*
1955-56(")	-7	192	—	22	49	16	71	343
1956-57(")	145	-106	100	32	47	140	210	563*
1957-58(")	82	51	100	16	28	152	91	520
1958-59(修正予算)	20	28	10	15	27	109	259	453*
1959-60(原予算)	21	73	20	22	31	95	210	472

(注) * 印の合計は原資料において内訳と一致しない。

(出所) Central Statistical & Economics Department, *Case Study of Planning for Balanced Social and Economic Development in Burma*, 1960, p. 21.

が旧来の復興拠出金の相当部分を肩替わりしたと考えられるのである。したがって、第9表のレーヴィンの計算と比較するためにはこの点を補正しなければならぬが、これは追って取り上げよう。

開発投資のための拠出金——1954年から設けられたこの特別拠出金の納入額は、1956-57年および1958-59年を除いては*Economic Survey of Burma*に年々発表される政府部門の開発財源表には明記されていない(おそらく政府企業の経常余剰の中に入れられているものと思われる)。さいわいにして中央統計・経済局の発表した開発財源表にこれが勘定を分けて記載されているので、これを利用することができる。第13表がそれであるが、原資料は合計と内訳が一致しない年があったりしてそれほど信頼度の高いものではない。また各年の*Economic Survey of Burma*に発表された数字とも若干食い違いがその理由は不明である(註24)。年々の開発投資拠出金の納入額は表の第3欄のとおりであるが、これにはSAMBの納入分のほかに民需庁(Civil Supplies Management Board; CSB)の納入した額が含まれている。他の資料によって、1953-54年のSAMBの納入額が1億チャットであったこと、および1956-57年および1958-59年の拠出金が全額SAMBの納入したものであったことがたしかめら

れたが、そのほかは不明である。しかし1954-55年のSAMBの納入額も前年同様1億チャットであったと考えて差し支えないように思う。また1957-58年および1959-60年の拠出金も一応ここではSAMBの納めたものと考えておこう。

SAMBの財政への貢献額とその規模——以上に紹介したデータとわれわれの大づかみな推計を総合して、1953-54年から1959-60年にいたる7カ年間におけるSAMBの国家財政への貢献額とその規模(GDPおよび政府一般会計総収入に対する比率)を示せば第14表のとおりである。これは前掲第12表を補正したもので、既出第9表のレーヴィンの計算(1947-48~1952-53年)の1950年代末までの延長を企図したものである。

復興拠出金に開発投資拠出金と所得税を加算した全体としてのSAMBの国家財政への貢献額(表の第4欄の金額)は、SAMBの収益状況が悪化しはじめた1953-54年および1954-55年にはむしろますます増加する傾向をみせていた。すなわち1952-53年の3.4億チャットに対して1953-54年には4.5億チャット、1954-55年には5.1億チャット強に増加した。SAMBのこの貢献額のGNPに対する比率は1952-53年に7.6%であったのが、1953-54年には9.9%(ただしGDPに対する比率)に、1954-55年には

第14表 SAMBの国家財政への貢献 (1953-54~1959-60年)

(単位: 100万チャット)

年次	(1) 復興拠出金	(2) 開発投資 拠出金	(3) 所得税	(4) 合計 (SAMBの財 政への貢献額)	(5) G D P	(6) 政府一般 会計収入	(7) (4)/(5) (%)	(8) (4)/(6) (%)
1953-54	353	100	—	453	4,589	933	9.9	50
1954-55	364	100	50	514	4,813	1,106	10.7	46
1955-56	53	—	50	103	5,162	760	—	—
1956-57	150	100	50	300	5,429	1,209	—	—
1957-58	100	100	50	250	5,299	1,129	—	—
1958-59	55	10	50	115	5,493	1,045	—	—
1959-60	125	20	50	195	5,991	1,439	—	—
1955-56~59-60	483	230	250	963	27,374	5,582	3.5	17.2

10.7%に高まり(表第7欄)、一般会計に対する比率(表第8欄)も1952-53年の44.5%に対して1953-54年には50%, 1954-55年には46%となっていた。これらは、SAMBに対して過去の蓄積利益を食いつぶしての財政献金が8カ年計画遂行の大義名分の下に強要されていたことを示すものである。

1955-56年以後の5カ年においてはSAMBの財政への貢献額は平均年額2億チャット以下に落ちてしまったものとみられる。これはSAMBの過去の蓄積利益が涸渇し、他方収益状況がしだいに悪化していた事情を反映するものであろう。それでも新4カ年計画が実施された1956-57年、1957-58年の両年度の額は比較的大きかった。この5カ年を通算して、SAMBはGDPの3.5%に相当する金額をいろいろな形で国家財政に納入したが、これは一般会計総収入の17%ほどにあたる。1950年代後半におけるSAMBの国家財政への貢献の規模は1953-54~1954-55年の2カ年と比較してはもちろんのこと、レーヴィンの計算した1940年代末から1950年代初めにかけての6カ年間の規模(GNPの5.6%, 一般会計収入の40%)と比較してもかなり縮小したといわざるをえない。ことに1953-54~1954-55年期と比較すると、GDPに対する比率においても一般会計収入に対する比率においても3分の1に低下してしまっている。

(注18) 田村茂, 「ビルマ金融の特質」, アジア経済研究所, 調査研究報告双書第25集, 黒崎英雄編, 『ビルマの金融事情』, 昭和37年刊, 87~90ページ。

(注19) 1951年にSAMBに所得税を課しその分だけ復興拠出金を減額する法律が制定されたが実施されなかった(Levin, *op. cit.*, pp. 234~236)。所得税導入の年度は筆者の現地調査(1960年)に際しての大減省での聞き取りによる。

(注20) Levin, *op. cit.*, p. 236.

(注21) *Ibid.*, pp. 205~261.

(注22) *Ibid.*, p. 239.

(注23) *Second Four-Year Plan (A Draft Outline)*, p. 43によると、1959-60年の修正予算および1960-61年の原予算における政府企業の所得税納入額はいずれも1億2100万チャットであった。ちなみに所得税の総額は1959-60年2億2800万チャット、1960-61年は2億3500万チャット。

(注24) ウォリンスキーは第13表と同じ期間について *Economic Survey of Burma* 各年版に発表された数字を土台にして若干の補正を加えた開発財源表を発表している(Louis J. Walinsky, *Economic Development in Burma, 1951-1960*, The Twentieth Century Fund, New York, 1962, p. 417.)。

V 結 び

われわれはまず最初に「輸出経済」の意味を検討し、進んで輸出経済としてのビルマの米穀経済の特徴と問題点を戦前の状態に即して明らかにした。つぎに、このような米穀経済に国立農産物販売庁(SAMB)が登場するにいたったいきさつを述

べ、独立政府がそれに課した使命に論及した。われわれはさらに進んで、独立後の15年間SAMBがその使命をはたすためにいかなる活動を行ってきたかを乏しいデータの許す範囲でフォローしてきた。ここでわれわれにはなお一つの重要な仕事が残されている。それは、SAMBの上記活動実績の、その使命に照らし合わせての、評価である。いいかえれば、SAMBの過去15年間の活動がそれに課された三重の目的の達成にいかほど成功したかの吟味である。しかしSAMBの全面的評価を企てるにしてはわれわれの研究はまだまだ不十分なので、一応気付いた点を書きとめて結びとしたい。

イギリス統治下から引き継いだSAMBに対して独立新政府の課した目的は、(1)米穀流通機構のビルマ化・社会化、(2)政府財政収入の確保、および(3)農民所得および全体としての国民経済の安定化、であった。また、これらの目的はいずれも、直接的にせよ、間接的にせよ、輸出経済の弊害である「不適正な所得配分」および「経済の不安定性ないし脆弱性」の是正または解消をそのねらいとするものでもあった。

第1に、SAMBは米穀流通機構のビルマ化・社会化にどれほど成功したであろうか。この問題は流通分野別に考えなければならない。まず、戦前にヨーロッパ系、部分的にはインド系の商社に握られていた輸出の分野では、若干の民間輸出はなお存在するものの、ほとんど完全にビルマ化に成功したとみてよい。輸出用穀の集荷の分野はこれについてビルマ化が進んでおり、1956年当時旧機構を通ずる集荷は全輸出用穀集荷量の4割に減じていた。しかしその後旧機構による集荷はふたたび増加しているのでビルマ化は成功したとはいえない。ことに農業協同組合を通ずる集荷(SAMB

集荷とならぶ社会化の一翼である)は完全に失敗している。輸出米の精白段階はほとんどビルマ化の進んでいない分野である。また国内消費米の全流通段階はまったく旧来のままである。総じて、SAMBを拠点とする米穀流通機構のビルマ化・社会化は輸出段階を除いては成功したとはいえないようである。

つぎに、政府財政収入の確保という第2の目的に関しては、一見ほとんど完全な成功を収めたかにみえる。国内米価を世界米価から完全に遮断し、かつ米輸出をほとんど完全に独占することによって、戦前にいずれも外国系輸出商、集荷・精米業者、地主などに帰属していた利益の大部分を政府収入として取り戻すことができたからである。事実、1950年代後半の米価低落期にはいつからの事情は別として、SAMBの国家財政への貢献額はばく大なものであった。しかしながら、ここでわれわれがSAMBの実績を評価するために問わなければならないことは、(1)SAMBははたして政府の期待したほどの財政への貢献をなしたかどうか、および(2)SAMBははたしてその実績以上の貢献をなしえなかったかどうか、の2点である。第1の点に関しては著名な8カ年計画が資金的行き詰まりから完全に崩壊し去ったことからわかるように政府の期待にそいえなかった。しかしこれは期待が過大であったことにもよるし、また1953年を転期とする世界米価の低下というやむをえざる理由にもよるので、SAMBにとっての致命的な失点とはならない。問題は第2の点である。これに関しては以下のようにいくつかの疑問を提出することができる。

(1) SAMBの組織および組織運営のまずさのため当然あぐべき利益の多くを失ってきたのではないか。これはウォリンスキー(Louis Walinsky)が

その最近の著書 (*Economic Development in Burma, 1951-1960*, New York, 1962) で繰り返し強調したことである。

(2) 低米価政策は 財政収入をあげるために必要不可欠の武器であるが、あまりにも安易にこれに頼りすぎて農業対策をおこたり、そのためかえて財政収入の伸びを抑えることはなかったか。極端な低米価は農民の生産意欲に悪影響を与え、また農業改善への投資の源泉を奪う結果となる。政府の農業開発のための投資は少なく、また農民への低利資金の供給にはみるべきものがなかった。

(3) SAMBの籾および米の買い上げ価格が経済原則を無視して、地域別、時期別、品質別の較差をほとんどつげなかったか 較差が不適正であったために、相当の無駄と損失が生じているのではないか。地域別較差が不適正であれば奥地での籾や米の提供が生産期に集中し貯蔵費がかさむ。のみならず貯蔵能力が不十分であれば品質の悪化を招く。品質較差が乏しければ品質向上への意欲がそこなわれる。

最後の問題にはいろいろ。SAMBははたして農民所得および全体としての国民経済の安定化に貢献したであろうか。まず米作農民の所得に関するかぎり、それはほとんど完全に安定化に成功したという。しかしそれのもたらしたものは非常な低水準の安定、しかもその間生活費が若干でもかさんだとすればシリ貧の安定であった。これは必ずしも言葉のまったき意味での安定化ではないであろう。つぎに、国民経済の安定化という目的は二つのコースを通じて達成しようとした。すなわち、(i)米輸出好調時の輸出利益の一部を蓄積して米輸出不調時に支出すること、および(ii)不安定のそもその原因である輸出経済そのものを修正すること、すなわち、農業の多角化や工業化を図ること、

である。まず第1のコースについていえば、米輸出が好調で開発計画の実施がまだ本格化しなかった1952-53年までの時期にSAMBが相当な利益を蓄積し、これを米輸出が振わなくなり、しかも開発計画の実施が本格的となったその後の時期にはき出したのであるから、この点に関するかぎりSAMBの活動は長期的な安定効果を持ったといわなければならない。しかしながら、米輸出変動の波はSAMBの利益金をもって操作するには余りにも大きくかつ趨勢的なものであった。他方政府による財政への献金の強要は必ずしも国民経済の安定を考慮したものではなかった。第2のコースがSAMBの財政へのばく大な貢献にもかかわらず、開発計画そのものが挫折したために成功しなかったことはいうまでもない。

(アジア経済研究所調査研究部第3調査室長)